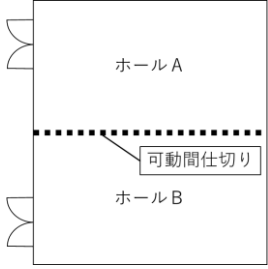
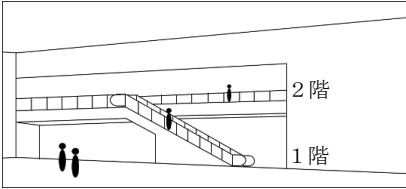
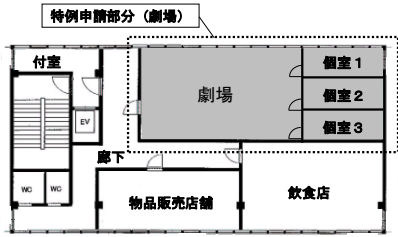


番号	項目	質 疑	回 答
1	2、(2)	火災予防条例（以下「条例」という。）第49条に規定する劇場等の屋外の客席について、2、(2)、アに規制対象が、2、(2)、ウに規制対象外が記載されているが、条例第49条の規制の適用の判断基準を解説されたい。	2、(2)、アで示したように、条例第49条については、陸上競技場、各種の屋外球技場及び競馬場等（グラウンド部分を含む。）並びに屋外音楽堂等の <u>劇場等として造られた施設における屋外の客席部分</u> を基本的な規制対象とする。したがって、劇場等として造られた施設ではない、例えば、2、(2)、ウで示したような公園等の場所で地面に客席を設ける場合は規制対象外となる。
2	2、(2)	マラソン等の観覧を目的として屋外に観覧スタンドを設けた場合、花火大会の有料席を設けた場合及びパレードで観覧席を設けた場合等は、条例第49条の規制対象となるのか。	明確なステージや競技エリア等がなく、観覧席等のみを設けた場合については、劇場等ではないため、規制対象となる施設の客席とは扱わない。
3	3、(1)、イ、(ア)、d、(a)	なお書きで示された、避難の際に連結が容易に外れない措置に関する記述について、ギャンギングチェアの連結が観客の避難の際に外れやすいものについて、連結の補強方法（結束バンド、テープ、重り等）が例示されたが、どの程度の強度が必要か。	結束バンド、テープでの補強の際の強度や重りの重量は、いすの自重やギャンギングの強度等が個々で異なるため、具体的な数値等は示していない。避難行動のほか、イベントの最中においてもいすの連結が容易に外れない措置を指導すること。
4	3、(1)、イ、(イ)	いすの固定を要しない特例基準の3、(1)、イ、(イ)、aからcまでに該当したブロックを、下図のように、一の劇場等の客席内に複数設けた場合、それぞれに特例を適用してもよいか。	質疑のように複数のブロックを設けた場合だと、避難行動が多様化する可能性があるため、3、(1)、イ、(イ)の特例は適用できない。

5	3、(3)	<p>条例第48条第3号に規定する立席について、奥行き1.5m以下の範囲内で、てすり等を設けて立席のスペースを前後に2分割することは、認められるか。</p>	<p>認めて支障ない。</p>
6	3、(5)、ア、(ア)	<p>いす席の間隔と横に並んだいす席の席数が、条例第48条第5号イに示されているが、いす席の間隔が、客席の部分ごとによって違う場合、どの部分のいす席の間隔をもって横に並んだいす席の席数を判断するのか。</p>	<p>横に並んだいす席の席数の算定に必要な「いす席の間隔」は、いす席の前面のいす席の間隔をもって、判断すること（下図参照）。</p>
7	3、(5)、ア、(ウ)	<p>「縦通路及び横通路の幅員は、避難する方向に向かって狭めないこと。」とあるが、この内容は法令事項か。</p>	<p>行政指導事項である。</p>
8	3、(6)及び4、(6)	<p>屋内の客席の火災避難シミュレーションによる特例と屋外の客席の火災避難シミュレーションによる特例とでは内</p>	<p>屋内と屋外とでは、火災避難シミュレーションで解析する避難完了時間の比較対象が異なる。</p>

		容が異なるが、その理由は何 か。	<p>屋内の客席基準の特例（3、(6)）は、火災により発生した煙が天井から蓄積し、避難に支障となる高さまで降下する間に、劇場等の部分から避難できることを確認し判断する。</p> <p>一方、屋外の客席基準の特例（4、(6)）は、屋外では煙が蓄積しないため、「計画する劇場等の客席の避難完了時間」が、「条例第49条に適合する客席とした場合の避難完了時間」より短いことを確認し判断する。</p>
9	3、(6)、ア	客席の両側に縦通路を保有する部分の横に並んだいす席の席数についての特例基準が示されたが、片側のみに縦通路を保有する部分についての特例基準は示されないのか。	片側のみに縦通路を保有する場合は、各座席からの2方向避難が出来ないため、縦通路までの歩行距離を一定以下にする必要がある。そのため、片側のみに縦通路を保有する場合は横に並んだいすの席数の制限についての通則的な特例基準は設けていない。
10	3、(6)、ア、 (ア)	防火対象物の一部分である劇場等に条例第51条の2に規定する客席の特例を適用する場合、避難完了時間を算定する際の「避難口」は、どこに設定すればよいか。	<p>劇場等に条例第51条の2に規定する特例を適用する場合は、予測避難要綱第6、4、(2)において、<u>居室</u>避難完了時間が<u>居室</u>避難限界時間を超えていないこととしている。</p> <p>そのため、避難口は、防火対象物の全体の出入口ではなく、劇場等の出入口に設定すること。</p>
11	3、(6)、ア、 (ア)	下図のようなホールAに観覧席を設けて観覧場として使用し、条例第51条の2に規定する基準の特例を適用する場	特例適用の範囲がホールAのみである場合は、ホールBについての予測避難時間の算定は不要である。

		<p>合で、ホールAに可動間仕切りで仕切られたホールBが隣接している場合、予測避難時間の算定に際して、ホールB部分を考慮する必要があるか。</p> 	
12	<p>3、(6)、ア、 (ア)</p>	<p>条例第51条の2の基準の特例を適用しようとする場合、下図のように劇場等に2階へ続くエスカレーターが設けられている場合、予測避難時間の算定に際して、2階はどのように取り扱えばよいか。</p>  <p>イメージ図</p>	<p>2階を劇場等の一部として使用する場合は、2階にも避難者を配置した予測避難時間の算定を行うこと。</p> <p>2階は通路等のみとして使用し、劇場等として使用しない場合は、2階に避難者を配置する必要はないが、2階部分を含めて避難限界時間(煙降下等)を算定すること。</p>
13	<p>3、(6)、ア、 (ア)</p>	<p>条例第51条の2の基準の特例を適用しようとする劇場部分に、当該劇場部分を通ってのみ避難が可能な、劇場に隣接する個室がある場合の火災避難シミュレーションによる検証範囲はいかにすべきか。</p> 	<p>質疑の場合、劇場だけでなく隣接する個室にも実際の人員配置に応じた避難者を配置し、当該個室を火災室とした検証も併せて行うこと。</p> <p>この際、最も条件が厳しい個室を火災室として検証することで、避難上支障がないと判断できる場合は、他の個室部分を火災室とした検証を省略して差し支えない。</p>